

令和4年 第9回 福岡市東区選挙管理委員会

7月7日（木）

【 議 題 】

- 1 議案第42号 参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者の変更に関する専決処分の承認を求めることについて
- 2 議案第43号 参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者の職務代理者の変更に関する専決処分の承認を求めることについて
- 3 議案第44号 参議院議員通常選挙における投票管理者の変更に関する専決処分の承認を求めることについて
- 4 議案第45号 参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者の変更に関する専決処分の承認を求めることについて
- 5 議題第46号 参議院議員通常選挙における投票管理者の職務代理者の変更に関する専決処分の承認を求めることについて
- 6 議案第47号 参議院議員通常選挙における投票管理者の職務代理者の変更について
- 7 議案第48号 参議院議員通常選挙における投票立会人の変更について
- 8 議案第49号 参議院福岡県選出議員選挙における開票立会人の決定について
- 9 議案第50号 参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決定について

【 報 告 】

- 1 福岡市西区選挙管理委員の就任について
- 2 福岡市城南区選挙管理委員の就任について
- 3 福岡市早良区選挙管理委員の就任について

< 次 回 >

委員会 令和4年7月10日（日）午前10時00分～

議案第42号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者の変更に関する専決処分の承認を求めることについて

期日前投票所の投票管理者の変更について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年7月7日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺 裕 江

(根 拠)

・議決 地方自治法施行令第137条第1項及び第2項の規定による。

第百三十七条

選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、(略)委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

## 専決第2号

### 参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者の変更について

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における東区の期日前投票所の投票管理者を次のように変更する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年6月24日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺裕江

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。
- ・ 議決 公職選挙法第37条第2項及び第4項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

地方自治法施行令

第一百三十七条第一項

選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

公職選挙法

第三十七条 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

3 (略)

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

5 (略)

公職選挙法施行令

第二十五条(表示及び訂正等)

市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(略)を告示しなければならない。

議案第43号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者の職務代理者の変更に関する専決処分の承認を求めることについて

期日前投票所の投票管理者の職務代理者の変更について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年7月7日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺 裕 江

(根 拠)

・議決 地方自治法施行令第137条第1項及び第2項の規定による。

第百三十七条

選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、(略)委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

## 専決第3号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者の職務代理者の変更について

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における東区の期日前投票所の投票管理者の職務代理者を次のように変更する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年6月24日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺 裕 江

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。
- ・ 議決 公職選挙法施行令第24条第1項及び第4項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

地方自治法施行令

第一百三十七条第一項

選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

公職選挙法施行令

第二十四条（投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任）

市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

(略)

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は選挙区選出議員の選挙

の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

第二十五条(表示及び訂正等)

市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(略)を告示しなければならない。

議案第44号

参議院議員通常選挙における投票管理者の変更に関する専決処分の承認を  
求めることについて

投票管理者の変更について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別  
紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求  
める。

令和4年7月7日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺 裕 江

(根 拠)

・議決 地方自治法施行令第137条第1項及び第2項の規定による。

第百三十七条

選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めると  
き、(略)委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれ  
を委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

## 専決第4号

### 参議院議員通常選挙における投票管理者の変更について

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における東区の投票区の投票管理者を次のように変更する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年6月24日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺裕江

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。
- ・ 議決 公職選挙法第37条第2項及び第4項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

地方自治法施行令

第一百三十七条第一項

選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

公職選挙法

第三十七条 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

3 (略)

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

公職選挙法施行令

第二十五条(表示及び訂正等)

市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(略)を告示しなければならない。

議案第45号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者の変更に関する専決処分の承認を求めることについて

期日前投票所の投票管理者の変更について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年7月7日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺 裕 江

(根 拠)

・議決 地方自治法施行令第137条第1項及び第2項の規定による。

第百三十七条

選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、(略)委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

## 専決第5号

### 参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者の変更について

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における東区の期日前投票所の投票管理者を次のように変更する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年7月1日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺 裕 江

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。
- ・ 議決 公職選挙法第37条第2項及び第4項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

地方自治法施行令

第一百三十七条第一項

選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

公職選挙法

第三十七条 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

3 (略)

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

5 (略)

公職選挙法施行令

第二十五条(表示及び訂正等)

市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(略)を告示しなければならない。

議案第46号

参議院議員通常選挙における投票管理者の職務代理者の変更に関する専決処分の承認を求めることについて

投票管理者の職務代理者の変更について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年7月7日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺 裕 江

(根 拠)

・議決 地方自治法施行令第137条第1項及び第2項の規定による。

第百三十七条

選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、(略)委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

## 専決第6号

### 参議院議員通常選挙における投票管理者の職務代理者の変更について

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における東区の投票区の投票管理者の職務代理者を次のように変更する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年7月1日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺裕江

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。
- ・ 議決 公職選挙法施行令第24条第1項及び第4項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

地方自治法施行令

第一百三十七条第一項

選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

公職選挙法施行令

第二十四条

市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかななければならない。

2 (省略)

3 (省略)

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は選挙区選出議員の選挙

の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

第二十五条(表示及び訂正等)

市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(略)を告示しなければならない。

議案第 47 号

参議院議員通常選挙における投票管理者の職務代理者の変更について

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院議員通常選挙における東区の投票区の投票管理者の職務代理者を次のように変更する。

令和 4 年 7 月 7 日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺 裕 江

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法施行令第 24 条第 1 項及び第 4 項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第 25 条の規定による。

公職選挙法施行令

第二十四条 (投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

(略)

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

第二十五条 (表示及び訂正等)

市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名 (略) を告示しなければならない。

議案第 48 号

参議院議員通常選挙における投票立会人の変更について

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院議員通常選挙における東区の投票区の投票立会人を次のように変更する。

令和 4 年 7 月 7 日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺 裕 江

別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第 38 条第 1 項の規程による。

第三十八条(投票立会人)

市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

議案第 49 号

参議院福岡県選出議員選挙における開票立会人の決定について

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院福岡県選出議員選挙につき、東区開票区において候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった者のうち、次の者を開票立会人に決定する。

令和 4 年 7 月 7 日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺 裕江

別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第 62 条第 2 項及び第 4 項の規定による。

第六十二条 (開票立会人)

公職の候補者 (略) は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。(略)

2 前項の規定により届出のあった者 (略) が、十人を超えないときは直ちにその者をもって開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあった者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもって開票立会人としなければならない。

3 (省略)

4 第一項の規定により届出のあった者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。

議案第 50 号

参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決定について

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、東区開票区において参議院名簿届出政党等から開票立会人となるべき者として届出のあった者のうち、次の者を開票立会人に決定する。

令和 4 年 7 月 7 日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺 裕 江

別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第 62 条第 2 項の規定による。

第六十二条 (開票立会人)

公職の候補者 (略) は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。(略)

2 前項の規定により届出のあった者 (略) が、十人を超えないときは直ちにその者をもって開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあった者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもって開票立会人としなければならない。

西選第82号  
令和4年7月1日

各区選挙管理委員会委員長 様

福岡市西区選挙管理委員会  
委員長 川口 晴義

福岡市西区選挙管理委員の就任について（通知）

任期満了による改選により、令和4年6月30日付をもって次の者が福岡市西区選挙管理委員に就任しましたので、お知らせします。

職 名	氏 名
委 員 長	川 口 晴 義
委員長職務代理者	川 辺 敦 子
委 員	中 村 元 氣
委 員	中 嶋 義 治

※任期 令和4年6月30日～令和8年6月29日

城 選 第 48 号  
令和 4 年 7 月 2 日

市選挙管理委員会委員長 様  
各区選挙管理委員会委員長 様

城南区選挙管理委員会  
委員長 古 賀 勉

城南区選挙管理委員の就任について（通知）

任期満了による改選により、令和 4 年 6 月 30 日付をもって下記の者が城南区選挙管理委員に就任し、令和 4 年 6 月 30 日開催の委員会において委員長等が決まりましたのでお知らせします。

記

職 名	氏 名
委 員 長	古 賀 勉
委員長職務代理者	吉 村 正 信
委 員	上 蘭 理 奈
委 員	早 田 宝 得

※任期 令和 4 年 6 月 30 日から 4 年間

早選第83号  
令和4年7月4日

市選挙管理委員会委員長 様  
各区選挙管理委員会委員長 様

早良区選挙管理委員会  
委員長 伊佐 宇為彦

早良区選挙管理委員の就任について（通知）

任期満了による改選により、令和4年6月30日付をもって下記の者が早良区選挙管理委員に就任し、令和4年6月30日開催の委員会において委員長等が決まりましたのでお知らせします。

記

職 名	氏 名
委 員 長	伊佐 宇為彦
委員長職務代理者	濱田 吉昭
委 員	守田 義弘
委 員	下野 創

※任期 令和4年6月30日から4年間